

### 第三者評価結果

事業所名：中海岸保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の内容に関する全体的な計画」は、児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育所の理念、保育の方針や保育目標にもとづいて作成しています。作成にあたっては、子どもの発達過程や地域の実態などを考慮しており、養護と教育が一体になって展開されることに留意して、ねらい及び内容、配慮事項が設定されています。主任が「保育の内容に関する全体的な計画」を作成し、園長が確認しています。今後は、年度末に職員会議などで年間の振り返りを行いながら「保育の内容に関する全体的な計画」の評価を行い、次年度の計画を作成することが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各保育室には、エアコンや空気清浄機、加湿器を設置し、職員が子どもの様子を見ながら管理しています。園舎は採光がとれ静かな環境です。窓が少なめですが、風を通すため園庭側のドアを開けるなど工夫しています。広いベランダは、暑い時期の水遊びにも活用できる場となっています。また、人工芝の園庭も備え、すぐに屋外で遊べる環境があります。清掃・消毒については、保育室は担当保育士、その他は用務員が行っています。午睡用布団は、天日干しをしています。子どもたちの状況に応じて、ホールや相談室などで落ち着いて過ごせるようにしています。食事や睡眠は、各保育室を使用しています。手洗い場やトイレは、明るく清潔で子どもが利用しやすい設備が整っています。子育て支援事業として看護師が配置された病後児保育を実施し、保護者が医師の確認表を提出して利用しています。今後は、部屋の温・湿度などの管理の基本を定め、適宜調整することや、チェック表を活用した清掃や消毒など、状況の把握がしやすい体制で実施することが期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの発達と発達過程、家庭状況などは、入園時に提出された児童票や送迎時の保護者との会話、連絡帳、懇談会、個人懇談、日々の様子などから把握し、一人ひとりの違いを尊重しています。月間計画に保育士の援助と配慮として「保育者も子どもの話に共感したり、なんでも話せるようなゆったりとした雰囲気をつくる」「ゆっくり丁寧にに関わり、伝えようとしていることや甘えたい気持ちを受け止めていく」「分かりやすくはっきりとした言葉を使っていくようにする」など具体的に記載し、保育を実施しています。子どもの対応で問題があった時は、クラスで共有し、話し合っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>0~2歳児は、連絡帳に家庭での様子の記入を依頼し、家庭と園の両面の様子を把握したうえで、子ども一人ひとりの発達に合わせた基本的な生活習慣が習得できるように保護者と連携をとっています。職員は、一人ひとりの子どもの成長を把握してクラスで話し合い、子どもに合わせた言葉かけや介助、援助が落ち着いて出来るように努めています。また、低年齢の子どもも自分で出来ることから始め、職員は見守りながら必要な援助を行っています。生活習慣の習得にあたっては、子ども一人ひとりが自分から進んで行えるように言葉かけを行い、できない部分では、「お手伝いしようか」などの声かけやさりげない介助を行っています。朝の会では子どもの立ち位置にシールを貼ったり、時計にシールを貼るなど、子どもが理解できるように工夫しています。保健計画で歯磨きに意欲的に取り組めるような働きかけや、丁寧に磨くことの大切さを伝え、基本的な生活習慣へ個々に応じた対応が行われています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; おもちゃはロッカーで保管し、子どもの意見を聞いて出しています。在園児に対して十分なおもちゃの確保が難しいながらも、職員が工夫して遊べるように子どもたちに働きかけたり、遊びのアイデアを伝えています。また、各クラス間でおもちゃを貸し借りしながら遊んでいます。園庭では、縄跳びや三輪車、ボール遊びなど安全面を考慮し、曜日を決めて遊んでいます。身近な自然と触れ合う機会である散歩は、挨拶や交通ルール、約束事などを身に着ける機会にもなっています。緑が多い「高砂緑地」を訪れたり、七五三参りでは「中海岸神社」に出かけて季節を楽しんでいます。バスに乗って出かけることもあります。地域行事、また、一時利用の保護者や子どもたちと接する機会も設けています。今後は、おもちゃを子どもが自由に使えるコーナーを作るなど自主的・自発的に遊べる環境作りや表現活動が自由に体験できる廃材コーナーの設置などの工夫が期待されます。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 0歳児においては、生活リズムに合わせて午前寝やミルクの時間など個々に対応しています。職員は、発声や喃語をしっかり受け止め、意味のある言葉で返し、応答的な関わりを持っています。職員間で声をかけ合い、安全に探索活動が出来るように環境を整えています。0歳児が興味と関心をもつ「ポットン落とし」などの手作り玩具を職員が作っています。0歳児の年間・月間計画は、発達過程に応じて保育を実施できるように、6ヶ月未満と1歳未満に分けて作成しています。保護者とは、連絡帳や送迎時の会話、個人面談、懇談会などで連携を密にとっています。離乳食は、食べられる食材、食材の形、柔らかさや食べ具合など頻繁に園と家庭で確認しながら段階ごとに進めています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 職員は、子どもがやろうとする気持ちを大切にしたり関わりを意識し、個々の気持ちを尊重しています。気持ちをまだ言葉で上手く伝えられない子どもには、職員が仲立ちをしながら子どもの気持ちを相手に伝え、子どもたちのやり取りに繋げています。コーナーを作り、子どもたちが遊びたいコーナーを自由に行き来できるようにしています。職員会議でクラスの枠を超えて遊びの環境について話し合い、検討し、必要な配慮は、必ず職員全員に伝達しています。子どもたちは、園庭での遊びや散歩、行事などで探索活動し、合同保育や園庭での遊び、中学生の職業体験、地域行事などで様々な年齢の子どもや大人と関わっています。また、栄養士が食育活動で子どもたちと関わっています。保護者とは、連絡帳や送迎時の会話などで情報共有し、連携しています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 3歳児は、職員が遊びのルールや約束事を伝え、職員も一緒に遊びに入ったり、仲立ちをしながら遊びを展開しています。子ども同士での遊びも増え、三輪車遊びでは友だちに押ししてもらったり、押しあげながら友だちと関わって遊んでいます。4歳児は、職員や友だちとルールのあるゲーム遊びや言葉遊び、しりとり、なぞなぞを通して言葉をたくさん使った遊びを楽しんでいます。5歳児は、年長児としての意識を持ち、友だちと協力して考えを出し合いながら遊びや生活を楽しんでいます。運動会やお楽しみ会の劇、体操などでは率先して皆を引っ張っています。お楽しみ会や運動会の後は、入り口のホワイトボードに保護者へのメッセージを書いています。地域の「コミセンまつり」や「福祉まつり」に子どもたちが参加し、園開催の「中保まつり」に卒園児や保護者が参加しています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 2階建ての園舎は、エレベーターを設置し入り口や廊下も広く、段差のないバリアフリー構造です。障害のある子どもの状況に配慮した個別指導計画を作成し、クラスの指導計画との関連づけもされています。クラスに障害のある子どもがいる場合は、クラス内で保育内容や対応を話し合っています。保護者とは日常的に細かく状況を伝え合い、活動内容や行事などに配慮しながら共に成長できるようにしています。「茅ヶ崎市こどもセンター」の巡回が行われています。また、障害のある子どもが利用する児童発達支援事業所や児童発達支援センターと電話で情報を共有しています。職員は、外部研修(療育研修会・障害児保育講座)に参加して、障害のある子どもの保育について必要な知識や情報を得ています。状況により、クラス懇談会で保護者から子どもの障害について話す場面があります。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; コーナーや可動式の柵などを利用し、部屋を分けることで子どもたちの状況に応じてゆったり、おだやかに過ごせるようにしています。また、クラスで話し合い、子どもの様子を共有しています。0~2歳児は、個々の生活リズムを把握し、家庭的でゆったりとした保育が出来るように配慮しています。合同保育の時間は、おもちゃの誤飲などに注意しています。0~2歳児は、9時30分におやつを提供しています。また、延長保育の子どもには、6時25分におやつを提供しています。保育士の引き継ぎは、視診伝達表や連絡帳、口頭で行い、保護者とは、0~2歳児は連絡帳、3~5歳児は、視診伝達表に子どもたちの一日の状況を記入して連携をとっています。また、細かなことは送迎時に口頭で伝えています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 子どもたちが就学を意識し、場や時間に即した行動ができるように1日の流れを作っています。また、全体集会では、人の話を聞き、皆の見本となることを学んでいます。保護者には、個々に1年間の成長の様子を共有し、卒園に向けての生活や就学までに身につけておきたいこと、準備しておくことなどを伝えています。茅ヶ崎市保幼小連絡会に出席して情報を得ています。小学校職員から状況確認の電話が入り、必要な情報を伝えています。担当職員が過去の保育所児童保育要録を参考にして作成し、園長・主任が確認しています。全体的な計画の中で、小学校との接続について示されていますが、5歳児の年間指導計画に小学校との連携に関する事項の記載がありません。今後は、年間指導計画に小学校との連携について示し、積極的に小学校と連携し、小学校職員との意見交換や学校見学などを実施して就学に向けた働きかけをしていくことが期待されます。また年長児の保護者に対して小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会を作ることが期待されます。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの保健に関する「保健計画」を作成し、保育を実施しています。保護者には、入園時に子どもの健康に関する方針や取組を伝えています。入園時に保護者が記載した児童調査票や健康管理簿、予防接種記録をもとに一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握しています。また、朝の受入れ時は、必ず子どもの全身を観察し、保護者と健康状態を確認しています。確認内容を視診伝達表に記入し、必要事項はメモしてクラス内で周知しています。体調の変化やけがなどについては、保護者に伝え忘れの無いよう視診伝達表に記載しています。また、事後の確認は次の登園時に行っています。入園面接時に保護者にSIDS（乳幼児突然死症候群）に関する必要な情報を提供し、職員は午睡時に基準に沿ってプレスチェックを実施しています。0、1歳児は、SIDS予防専用シーツを使用しています。今後は、子どもの健康管理に関するマニュアルを作成するとともに、全職員に対してSIDSに関する知識や必要な取組を周知する場を設けて理解を図ることが期待されます。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 乳児健診（0歳児は、毎月、1、2歳児は隔月、嘱託医の診察）、全園児健康診断（年2回嘱託医の診察）、全園児歯科健診（年2回嘱託医の診察）、尿検査（4、5歳児）、身体測定（毎月）を実施しています。健診の結果は、健康管理簿や歯科健診台帳に記録して、職員に周知しています。健康診断・歯科健診の結果を歯磨き表の取組や冷水摩擦の実施など保健計画に反映しています。身体測定の結果は、0~2歳児は連絡帳、3~5歳児はシール帳で保護者へ伝えています。健康診断を通して、成長で気になることや皮膚の状態、また、歯科健診でのう歯や口腔内異常などについては園医からの指摘やアドバイスを保護者につなぎ、受診や治療に結び付けています。また、歯科健診の結果は、保護者全員に文書で伝えています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー疾患のある子どもに対して、安全管理マニュアルを作成し、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。また、栄養士の指導のもとに手順書が作成されています。医師から提出された「アレルギー疾患生活管理指導表」や指示書をもとに、アレルギー対応・慢性疾患対応を行っています。また、保護者より処置対応のレクチャーを受け、園での生活で不都合なことがあれば、解決できるように協議しています。保護者と栄養士、担当保育士が出席して事前面談を行って情報を得、献立の確認を行っています。また、アレルギー疾患のある子どもに対しては、アレルギー除去食材を使用して、なるべく皆と同じものが食べられるように給食・おやつを提供しています。職員は、保育センターの食育・アレルギー対応講座などを受講し、職員会議や園内研修で内容を共有しています。年度始めのクラス懇談会でアレルギー疾患や慢性疾患などについての対応の説明を行い、子どもにも伝えています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食を通じて命の大切さを知り、感謝の気持ちを持つ、食への期待を持ち楽しく食べるなどを年間目標とした「食育計画」を作成しています。子どもが楽しく落ち着いて食事をとれるよう、大きめのテーブルを使い、ゆったりと落ち着いて食べられるよう配慮しています。また、行事にちなんだ音楽をかけるなど楽しく食べられるように雰囲気づくりをしています。食事量は、個人差や食欲に応じて、盛り付けた後に量を減らすことで完食できるようにするなど個別に対応しています。苦手な食材やメニューは、食材を細かく刻んだり、子どもが食べてみようと思えるような声かけをするなどして、食べられるものが少しでも多くなるよう援助しています。毎日、子どもが給食室の前を通るときにその日に使う野菜を見せたり、園の花壇やプランターで夏野菜を育てて収穫し、給食の料理に入れることで食について関心を深め、食べられる食材を増やすことにも繋げています。子どもが食への関心を持ち、食の大切さを知り、楽しく食べられるために、そら豆・トウモロコシの皮むきなど食材に触れることやおにぎり作りを体験する取組も行っています。保護者には、毎月保育園給食だよりを発行し、玄関に昼食やおやつサンプルを掲示し、食材や献立の情報を知らせています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>離乳食は、個別に食べられる食材や食べ具合などを保護者と確認しています。残食記録や献立記録をもとに、月1回給食職員と各クラス代表の職員が参加して園内給食検討会を行い、献立や調理・提供方法などについて話し合っています。茅ヶ崎市で生産されている野菜を積極的に使い、地産地消を行っています。また、食育活動で年数回法人系列園の畑で野菜（ナス・ピーマン・枝豆）の苗植えや収穫などを体験し、収穫した野菜は給食の食材として使用しています。竹の子料理や柏餅、茅ヶ崎の姉妹都市であるホノルルの料理を取り入れた「ホノルル給食」など行事食を提供しています。また、行事食では、子どもにリクエストメニューを聞き、可能な限り応えています。焼き芋誕生会を行い、自分が掘った芋を食べることを楽しみ、収穫に感謝する気持ちが育っています。調理員や栄養士がクラスを回って野菜の説明などをし、食育を行っています。中海岸保育園衛生管理マニュアル「安全でおいしい給食のためのチェック」を使い、衛生管理が毎日適切に行われています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者とは送迎時に子どもの様子を口頭で伝え合っているほか、0～2歳児クラスは複写式の連絡帳で毎日の様子をやり取りしています。幼児クラスは受入れ表で一日の様子や伝達事項を知らせています。クラス懇談会や個人懇談、保護者が参加する運動会や生活発表、保育参観等の行事を通じて、各年齢の保育のねらいや取組を伝えるとともに子どもたちの成長を共に喜ぶ機会としています。また年5回の園だより、年3回の乳児クラスだより、毎月の給食だよりを通じて保育内容や保育の目標、意図することの理解が得られるようにしています。保護者との情報交換の内容は個別指導計画の経過記録サブノートに記録しています。今後はさらに、保護者の理解を得るために、園からの各種便りなどに写真を使って保育の状況を知らせたり、SNS等を利用するなど様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援することが期待されます。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は保護者との日々のコミュニケーションや連絡帳でのやり取りを大切に、保護者との信頼関係を築き、保護者が安心して子育てができるように支援しています。個人懇談は年1回としていますが、面談期間以外でも保護者の相談に応じることを重要事項説明書に記載しています。保護者の就労等個々の事情に配慮し、相談室等落ち着ける場所で話が聞けるようにしています。保護者から相談を受けた時は主任に報告し、適切な対応ができるよう、アドバイスを受けられる体制となっています。保護者からの相談には担任だけでなく、内容によっては園長、主任、看護師、栄養士などや内容によって必要と思われる関連機関に相談できるように体制を整えています。相談内容は個別指導計画の経過記録サブノートに記録しています。</p>	

【A19】 A-2-(2)-②  
家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

<コメント>

朝の受入れ時に子どもの心身の状態や保護者の様子を観察し、保護者と確認し合っています。降園時にも観察を行い、視診伝達表に記録しています。また着替えや冷水摩擦、毎月の身体測定の際に子どもの身体チェックを行い、視診伝達表に記録しています。子どもの様子が以前と変わり、虐待等権利侵害の疑いがあると職員が感じた時には園長、主任に相談し、職員に周知しています。保護者の様子が気になる時には職員から声をかけ、相談にのるようにしています。重要事項説明書の「虐待の防止」の項目に沿い、子どもに不適切な養育の兆候が認められた場合は児童相談所などへ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行う旨、保護者に周知しています。玄関に厚生労働省の「189」ポスターを掲示し、早期発見に努めています。今後、虐待防止、対応に関するマニュアルや手順書を整備し、職員研修の一層の充実が期待されます。

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

A-3-(1)-①  
【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

<コメント>

職員は毎日の打ち合わせ（朝礼）、保育士会議、職員会議等で子どもの様子を話し合い、日々の保育の実践の振り返りを行っています。年間指導計画、月間指導計画、週案・日誌には、振り返り欄があり、各担任が自らの保育実践について振り返りを行っています。気づきや反省点があればクラス間及び打ち合わせの際に共有し、互いの学び合いや意識の向上につなげています。年1回、「社会人として」「保育の計画性」「保育の在り方」「子どもへの対応」「専門家としての資質」「保護者への対応」「地域との関わり」についてなど職員が個々に自己評価し、園長が集計しています。職員の自己評価結果から明らかになった課題と、保護者アンケートの結果にもとづいて、園としての課題を明らかにし、保育所全体の自己評価としています。